

「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業 (連携“絆”特区対象)」(仮称)について (事前公表)

令和6年6月に指定した「連携“絆”特区」(福島県・長崎県・宮城県・熊本県)においては、共通の課題を抱える自治体が連携して、規制・制度改革により地域が抱える様々な課題に対応することとしています。具体的な取組として、地域課題の解決に資する先端的サービスの開発・構築を進めるとともに、サービス内容やその実装に必要な共通又は類似の規制・制度改革について、地域間で共有・連携を行いつつ早期実装を推進すること、全国モデルとして同様の地域課題を抱える他の地域にもサービスや知見を広く横展開していくことが求められています。

これらを踏まえ、「連携“絆”特区」の各指定地域を対象に、下記及び別紙のとおり「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業(連携“絆”特区対象)」(仮称)の企画競争公募・事業実施を行う予定ですので、お知らせいたします。

また、公募開始までの間、応募予定の提案内容が本調査事業の趣旨や要件に合致するか等について、事前相談に応じますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 以下は、現時点で検討中の事業内容についてお知らせするものであり、実際の公募の内容には変更の可能性がありますのでご留意ください。

1. 事業概要

(1) 調査事業の目的

本事業は、連携“絆”特区における先端的サービスの実装に向け、規制・制度改革の前提となる安全対策等の調査・検討やニーズ及び関係者の意見の把握、開発した先端的サービスの実証と課題の整理等を行うとともに、開発・構築した先端的サービスの導入手順の整理など、社会実装や他地域への円滑な横展開に向けた調査を行うことを目的としており、これらを通じて、様々な分野における先端的サービスの早期実装と、地域が共通して抱える課題の解決を図る。

(2) 実施主体(以下①又は②のいずれか)

- ① 連携“絆”特区の地方公共団体と事業者(単独又は共同)を構成員に含む協議会。
- ② 連携“絆”特区において先端的サービスの提供を行おうとする事業者(単独又は共同)。

※事業者には、大学・研究機関等を含む。

(3) 提案内容(以下の全てを満たすものとする)

① 規制・制度改革事項が具体化されていること

ア 先端的サービスの開発・構築等に必要な規制・制度改革事項の内容が具体化されていること。

(例：規制・制度の根拠規定の特定、先端的サービスを実装するにあたっての具体的な支障、規制・制度の見直し案の提案等)

イ 調査・実証内容が、規制・制度改革を実現するために必要十分なものであること。

(例：ニーズ等の収集・整理、規制・制度改革の前提となる安全対策の検討等)

② 地域において十分な連携体制が確保されていること

実施主体が上記（２）②に該当する場合は、連携“絆”特区の地方公共団体が抱える地域課題の解決等に資する先端的サービスであり、その実現のために本事業を実施することについて、当該地方公共団体による確認を受けていること。

③ 社会実装に向けた取組であること

ア 実証にとどまらず、実装に向けた取組であり、そのプロセスが明らかであること。

イ 調査・実証の内容が、社会実装や他地域への取組の横展開を進める観点からも資するものであること。

2. 予算規模

1 事業当たり予算額 原則、上限 5,000 万円（税込）

※ 過年度事業と同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を行う場合は、予算上限額等が異なるため、「4. 留意点（3）」を参照すること。

3. スケジュール（予定）

令和 6 年	7 月下旬～8 月上旬頃	公募開始
	8 月中旬～9 月中旬頃	審査、採択決定
	9 月下旬頃	契約、事業開始
令和 7 年	3 月	事業終了

4. 留意点

- (1) 本調査事業は、事業採択後、提案内容に基づき契約条件等を調整の上、実施主体と内閣府との間で調査委託契約を締結して実施するものです。このため、実施主体（共同提案者を含む）は、令和 4・5・6 年度内閣府競争参加資格審査（全省統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」の A、B、C 又は D の等級に格付けされている者である必要がありますので、予めご確認いただきますようお願い申し上げます。
- (2) また、上記 1.（3）②のとおり、取組を効果的に進める上では、地域において十分な連携体制が確保されていることが重要であることから、応募に向けて検討をされる場合には、事業実施を検討している連携“絆”特区の地方公共団体にも十分相談を行うようお願い申し上げます。
- (3) 令和 4 年度事業*¹又は令和 5 年度事業*²と同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を行う場合は、以下のとおり、予算上限額が異なるほか、提案内容に関連して、令和 6 年度に、地方公共団体（地方公共団体を構成員とする協議会、大学・研究機関等を含む。以下「地方公共団体等」という。）が一定の財政負担を行っていること（行うことが確実である場合を含む）が必要です。
 - ① 令和 4 年度事業又は令和 5 年度事業のいずれかにおいて、同一又は関連する規制・制度

改革事項等に関する調査を実施した事業

「地方公共団体等が本事業に関連して行っている財政負担の額の2倍の額」と「3,000万円」のいずれか低い額（税込）

② 令和4年度事業及び令和5年度事業の双方において、同一又は関連する規制・制度改革事項等に関する調査を実施した事業

「地方公共団体等が本事業に関連して行っている財政負担の額」と「2,000万円」のいずれか低い額（税込）

【参考資料】

＊1 令和4年度「先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業」

・「先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業」の結果を報告します（令和5年5月26日）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_chousa01.html

＊2 令和5年度「先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業」

・令和5年度「先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業（1次募集・スーパーシティ・デジタル田園健康特区対象）」の結果について（令和6年4月22日）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_240422_TYOUSAJIGYOU.html

・令和5年度「先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業（2次募集・全国対象）」の結果について（令和6年6月7日）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_240607_TYOUSAJIGYOU.html

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 高橋、馬場、畠中
TEL：03-5510-2463

「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業(連携“絆”特区対象)」(仮称) 概要

※令和6年6月時点で検討中の事業内容についてお知らせするものであり、実際の公募の内容には変更の可能性がありますので、ご注意ください。

- 地理的に離れた複数の自治体が連携して共通の課題解決に取り組む「**連携“絆”特区**」において、規制・制度改革を進め、先端的サービスの早期実装を推進することで、地域課題の解決を目指す。
- 「**連携“絆”特区**」の各指定地域における取組の具体化・加速化のため、国の委託事業である「先端的サービス調査事業」により、**先端的サービスの開発・構築と、必要な規制・制度改革の実現に向けた調査・検討を支援。**

事業形式・事業内容

- ・ 国（内閣府）の委託事業（企画競争入札の形式で公募を行い、外部有識者の審査により採択事業を決定）。
- ・ サービス内容の検討や、ニーズ等の収集・整理、規制・制度改革の前提となる安全対策の検討等を行うことを目的とする。

実施主体

民間事業者、大学等（※実施主体は、令和4・5・6年度内閣府競争参加資格審査において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者である必要）

予算規模

【1事業当たり予算額】原則、上限5,000万円（税込）

主な選定のポイント

① 規制・制度改革事項の具体化

- ・ 規制・制度改革事項の内容が具体化されている
- ・ 調査・実証内容が、規制・制度改革を実現するために必要十分なものである

② 地域における連携体制

- ・ 連携“絆”特区の地方公共団体が抱える地域課題の解決等に資する先端的サービスであり、その実現のために本事業を実施することについて、当該地方公共団体による確認を受けている

③ 社会実装に向けた取組

- ・ 実証にとどまらず、実装に向けた取組であり、そのプロセスが明らかである
- ・ 調査・実証の内容が、社会実装や他地域への取組の横展開を進める観点からも資するものである

スケジュール(想定)

令和6年7月下旬～8月上旬 公募開始 → 8月中旬～9月 外部有識者を構成員とする選定委員会による審査・採択決定
→ 9月～10月 契約・事業開始 → 令和7年3月 調査報告書提出